

# 沖縄市技能労務職員の給与等の見直しに向けた取組方針

平成20年8月

## 1. 現状

(1)職種ごとの人数・平均給与・平均年齢等のデータ

平成19年4月1日現在

民間データには、日々又は1か月以内の期間を定めて雇われている労働者のうち、4月及び5月にそれぞれ18日以上雇用された者も含まれた比較であることに留意すること。

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成16～18年の3ヶ年平均)

※個人が特定されるものについては公表しない。(2人以下の項目)

区分	公務員						参考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	年収ベース(試算値)の比較 公務員(C)	
沖縄市	45.5 歳	67 人	308,500 円	334,100 円	329,454 円	—	
うち 清掃職員	47.4 歳	6 人	327,100 円	342,700 円	338,733 円	4,112,400 円	
うち学校 給食員	44.5 歳	47 人	301,000 円	329,320 円	325,361 円	3,951,840 円	
うち用務員	57.9 歳	2 人	× 円	× 円	× 円	× 円	
うち自動車 運転手	35.8 歳	3 人	213,800 円	248,607 円	228,333 円	2,983,284 円	
うちその他	49.9 歳	9 人	342,900 円	361,122 円	357,466 円	4,333,464 円	
沖縄県	47.4 歳	434 人	324,400 円	370,428 円	355,299 円		
国	48.8 歳	5,193 人	287,094 円	—	320,514 円		
類似団体	46.0 歳	93 人	337,956 円	402,603 円	381,860 円		

区分	民間			参考		
	対応する民間の 類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A/B	年収ベース(試算値)の比較	
					民間(D)	C/D
	—	—	—	—	—	—
うち 清掃職員	廃棄物処理 業従業員	43.3 歳	299,800 円	1.14	4,192,600 円	0.98
うち学校 給食員	調理士	42.9 歳	185,200 円	1.78	2,392,200 円	1.65
うち用務員	用務員	53.9 歳	227,200 円	×	3,284,300 円	×
うち自動車 運転手	自家用自動 車運転者	45.3 歳	209,300 円	1.19	2,875,700 円	1.04
うちその他	—	—	—	—	—	—

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

(注)1 「平均給料月額」とは、平成19年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

(2)年齢別職員数(人)

区 分	20歳	20歳	24歳	28歳	32歳	36歳	40歳	44歳	48歳	52歳	56歳	60歳	計
	未満	23歳	27歳	31歳	35歳	39歳	43歳	47歳	51歳	55歳	59歳	以上	
沖繩市	0人	1人	0人	2人	7人	15人	5人	8人	7人	15人	5人	2人	67人
うち 清掃職員		1人				1人		1人		1人	1人	1人	6人
うち学校 給食員				1人	6人	11人	4人	7人	7人	10人	1人		47人
うち用務員													2人
うち自動車 運転手				1人		2人							3人
うちその他					1人	1人	1人			3人	3人		9人

(3)その他給与に関する事項

ア 給料表

行政職給料表(二)を適用(12号給の号給継足あり)

イ 技能労務職員に係る手当

①行政職給料表(一)を適用される職員に準じる。

②特殊勤務手当見直し状況

平成17年度に以下の手当の見直しを実施

手当種類	見直し状況
精神病患者及び行旅病人取扱手当	廃 止
行旅死亡人取扱手当	
葬祭手当	
農薬取扱手当	
下水道管きよ清掃手当	
老人家庭奉仕員手当	
保育所勤務手当	
野犬捕獲手当	
土木主任手当	
暴風雨時における勤務手当	見直し
伝染病防疫作業手当	見直し(月額支給分廃止)
乳剤舗装従事手当	
重機運転手当	見直し(月額支給→日額支給)

ウ 昇格基準

毎年1月1日に、前1年間における勤務成績に応じて、4号給(57歳を超える場合は2号給)を標準として昇給する。

## 2. 基本的な考え方

国の構造改革や地方分権の本格化をはじめとする社会経済情勢の大きな変化に的確に対応すべく、本市においては第3次沖縄市総合計画第2次基本計画に基づいた、「～活力とうるおいにみちた～国際文化観光都市」の実現に向け、諸事業の着実な推進に努めているところであります。また、第3次沖縄市行政改革大綱に基づく実施計画(集中改革プラン)の実施により、財政状況の健全化をはじめとする、市民サービスの向上や事務の効率化、定員管理の適正化、弾力的な組織体制など行財政運営全般にわたる適正化を図っております。

こうした状況の中、本市における現業職員の給与制度についても、行政職給料表(二)の適用、退職時特別昇給の廃止、平成17年度の大幅な特殊勤務手当の見直し等をおこない、給与制度の適正化に日々勤めているところであります。

今後も市民の納得と理解が得られるよう、国、県及び県内市町村の動向を見ながら、給料表、各種手当、昇給制度等が適正な水準となるよう見直しを図ってまいります。

## 3. 具体的な取組内容

現業職給料表の5級の70号給から81号給までの継ぎ足し号給部分の廃止を検討していく。

昇給に関する見直しについては、全職員を対象とした人事評価制度に基づく新たな昇給制度の確立の早期実現を目指し精査・検討をおこなっていく。

また、特殊勤務手当に関しては重複支給の観点から検討を要する種類、月額支給等となっている手当について、再度点検を実施し適切な見直しを検討していく。